

# 平成21年度農林水産関係補正予算案の概要 (PR版)

## 平成21年度農林水産関係補正予算案の概要 (PR版)

・ 農地集積加速化事業（新規）	P 1
・ 雇用拡大のためのスーパーL資金等の無利子化事業（新規）	P 2
・ 農業経営維持支援緊急保証事業（新規）	P 3
・ 農林漁業セーフティネット資金の無利子化事業（新規）	P 4
・ 担い手経営展開支援リース事業	P 5
・ 新規就農定着促進事業（新規）	P 6
・ 集落営農法人化等緊急整備推進事業（新規）	P 7
・ 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業	P 9
・ 土地改良負担金償還特別緊急支援対策（新規）	P11
・ 需要即応型生産流通体制緊急整備事業（新規）	P13
・ 強い農業づくり交付金	P14
・ 農業機械等緊急リース支援事業	P16
・ 施肥体系緊急転換対策	P18
・ 有機農業総合支援対策	P19
・ 畑作等緊急構造改革対策（新規）	P20
・ 製糖施設緊急整備対策事業（新規）	P21
・ 青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業（新規）	P22
・ 野菜・果樹産業等構造回復緊急支援事業（新規）	P23
・ 植物工場普及・拡大総合対策（新規）	P25
・ 知的財産業務の体制強化	P26
・ 畜産自給力強化緊急支援事業（新規）	P27
・ 畜産経営維持緊急支援資金融通事業（新規）	P28

・ 優良繁殖雌牛更新促進事業（新規）	P29
・ 飼料稲フル活用緊急対策事業（新規）	P30
・ 飼料用米農薬安全確保事業（新規）	P31
・ 馬産地再活性化緊急対策事業（新規）	P32
・ 食の安全・安心確保交付金における家畜衛生の推進（新規）	P33
・ 「農」の雇用事業	P34
・ 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業（田舎で働き隊！事業）	P35
・ 農地有効利用支援整備事業	P36
・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	P37
・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ～再生可能エネルギー供給施設整備の創設～	P38
・ 農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業（新規）	P39
・ 戦略的産地振興支援事業	P40
・ グリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業（新規）	P41
・ 農山漁村地域力発掘支援モデル事業	P42
・ 小水力発電工事等技術強化対策事業	P43
・ 農業農村整備事業等（公共）	P44
・ 耕作放棄地再生利用緊急対策	P45
・ 鳥獣害防止総合対策事業	P46
・ 地産地消や大都市への直売等の推進	P47
・ 地域流通モデル構築支援事業	P49
・ 食農連携促進施設整備事業（新規）	P50
・ 食農連携促進事業	P51
・ 国産原材料供給力強化対策	P52

・ 新需要創造対策	P53
・ 農と医の連携促進モデル事業（新規）	P54
・ 海外日本食・日本食材等市場確保緊急対策（新規）	P55
・ マイマイガ（AGM）卵塊付着抑制技術実証事業（新規）	P56
・ 食品循環資源品質維持体制整備事業（新規）	P57
・ 食品産業グリーンプロジェクト技術実証モデル事業（新規）	P58
・ 地域資源利用型産業創出緊急対策事業（新規）	P59
・ スギ花粉症緩和米試験研究拠点の整備（新規）	P60
・ 遺伝子組換えカイコ実用化技術開発拠点の整備（新規）	P61
・ バイオマス実証実験ベンチプラントの設置	P62
・ 遺伝情報の分析・活用のための施設の緊急整備（新規）	P63
・ 動物検疫係留施設環境対策整備事業費（新規）	P64
・ 森林整備・治山事業（公共）	P65
・ 森林整備加速化・林業再生事業（緑の産業再生プロジェクト）（新規）	P66
・ 花粉の少ない森林づくり対策事業	P67
・ 緑の雇用対策	P68
・ 森林整備地域活動支援交付金	P69
・ 住宅分野における国産材需要拡大緊急対策支援事業	P70
・ 独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金	P71
・ 林業経営支援対策事業	P72
・ 水産基盤整備事業（公共）	P73
・ 海岸事業（公共）	P74
・ 資源回復・漁場生産力強化事業（新規）	P75
・ 漁場機能維持管理事業（新規）	P76
・ 漁業担い手確保・育成緊急対策事業	P77

・ 漁業構造改革総合対策事業	P79
・ 水産業緊急保証等事業（新規）	P80
・ 国産水産物流通促進特別対策事業	P81
・ 強い水産業づくり交付金	P82
・ 独立行政法人水産総合研究センター施設整備	P83

## 農地集積加速化事業（新規）

【297, 896百万円】

### 対策のポイント

小規模農家、高齢農家などの農地の出し手が安心して農地を委ね、その農地が担い手に対し面としてまとまった形で集積される取組みを加速化します。

#### （農地の面的集積を促進）

土地利用型の農業等について、担い手農家が規模拡大を行いつつ効率的な経営を実現するためには、小規模農家や高齢農家等から委ねられる農地を、面的にまとめ、担い手農家に貸し付ける取組（面的集積）を進める必要があります。

### 政策目標

担い手が経営する農地のうち面的に集積される割合  
平成27年に7割程度を実現

#### <内容>

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地の有効利用を促進するため、次の3事業によって農地の面的集積を実現する取組を支援します。

#### （1）農地の出し手への交付金

21年度から23年度までの3年間に、面的集積につながる取組みを通じて農地の利用権の設定等を行う出し手に対して、最高15,000円/10a/年を、最長5年分交付

#### ※交付のイメージ

平成21年度に貸し出した場合	→	25年度までの5年分
平成22年度に貸し出した場合	→	25年度までの4年分
平成23年度に貸し出した場合	→	25年度までの3年分

※どういう取組みであれば交付金が交付されるのか、交付金の具体的な交付要件等は現在調整中

#### （2）参入法人への賃借料一括前払いのための資金の貸出

新規参入する法人（企業等を含む）が、農地の出し手に対し数年分の賃借料を一括前払いする際に必要な資金を無利子で貸出し

#### （3）農地集積の調整活動の支援

市町村段階に農地の利用集積等を実現する推進員を設置する場合に、その設置費用を支援することにより、農業委員会をはじめとする関係者による農地集積の調整に必要な活動を促進

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

## 雇用拡大のためのスーパーL資金等の無利子化事業（新規）

【9,850百万円】

### 対策のポイント

スーパーL資金・農業近代化資金の無利子化枠を800億円追加します。この結果、21年度は、過去3年間で最大の約1,700億円の無利子化枠を確保できます。

これにより、担い手による新たな雇用の創出に結びつく設備投資等を促進します。

### 政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

#### <内容>

スーパーL資金・農業近代化資金の無利子化枠を800億円追加します。

##### 1. 対象者

(1)に掲げる者であって、(2)の要件を満たす者

(1) 認定農業者

(2) 農業経営改善計画の計画期間内に、常時雇用者等が1人以上増加することが確実と見込まれること

##### 2. 借入条件等

###### (1) 対象資金

スーパーL資金（ただし、安定化長期資金、円滑化貸付を除く）

農業近代化資金

※ それぞれ国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金は対象外

###### (2) 借入限度額

スーパーL資金 個人： 1億円 法人： 3億円

農業近代化資金 個人：1,800万円 法人：3,600万円

※それぞれ500万円以下の融資は対象外

###### (3) 償還期限

スーパーL資金 25年以内（うち据置期間10年以内）

農業近代化資金 15年以内（うち据置期間7年以内）

###### (4) 融資枠：800億円

###### (5) 利子助成幅

最大2%の引下げ

結果として、平成21年4月20日の金利水準(1.10~1.7%)だと借入金利は実質無利子

#### <取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

〔農林水産事業コールセンター 0120-926478〕

農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

〔担当課：経営局金融調整課(03-6744-2165(直))〕

## 農業経営維持支援緊急保証事業（新規）

【3, 600百万円】

### 対策のポイント

経営意欲のある農業者の資金繰り支援のため、農業経営の維持に必要な資金の借入れについて、490億円の緊急保証枠を設定しました。

これにより、農業者が農協等民間金融機関から農業経営の維持に必要な資金の融通を受けやすくなる環境を整備します。

（参考）

農業者の信用力を補完し、資金調達を円滑にするため、農業者が融資機関から農業経営に必要な資金を借り入れる際に、農業信用基金協会がその借入債務を保証し、その債務保証の7割を（独）農林漁業信用基金の保険に付しています。

### 政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

<内容>

農業経営の維持に必要な資金の借入れについて、490億円の緊急保証枠を設定します。

#### 1. 保証対象資金

農業経営の維持に必要な以下の資金（農業経営維持資金）が対象です。

- ・ 農業経営負担軽減支援資金
- ・ 畜産特別資金等

#### 2. 保証枠

490億円

（事業実施期間における保証対象資金の融資額全額をカバー）

#### 3. 事業内容

農業信用基金協会の保証引受において将来的に発生すると見込まれる事故に対応する支払財源を交付することにより、農業経営維持資金の円滑な融通を図ります。

[担当課：経営局金融調整課（03-6744-2171（直））]

## 農林漁業セーフティネット資金の無利子化事業（新規）

【700百万円】

### 対策のポイント

資金繰りが悪化している認定農業者等が、経営診断を受けて借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、無利子化枠を100億円追加します。

### 政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

### <内容>

資金繰りが悪化している認定農業者等が、経営診断を受けて借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、無利子化枠を100億円追加します。

#### 1. 対象者

- (1)に掲げる者であって、(2)の要件を満たす者
- (1) 認定農業者、認定就農者、集落営農組織
  - (2) 経営診断を受診すること

#### 2. 借入条件等

##### (1) 資金使途

社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により、経営困難にある者が農業経営の維持安定に必要な資金

- (2) 借入限度額：①簿記記帳を行っている場合：300万円を下限に、経営規模に応じて、年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額

②①以外の場合：300万円

- (3) 償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

- (4) 融 資 枠：100億円

##### (5) 利子助成幅

最大2%の引下げ

（結果として、平成21年4月20日の金利水準(1.10～1.25%)だと、借入金利は実質無利子)

### <取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫）

〔農林水産事業コールセンター 0120-926478〕

〔担当課：経営局金融調整課（03-6744-2165(直)）〕

## 担い手経営展開支援リース事業

【2, 783百万円】

### 対策のポイント

認定農業者や集落営農組織等が導入する農業用機械等のリース料の一部を助成します。

(リースによる機械等の導入について)

リースによる機械・施設導入は、自己資金、担保や保証(人)の制約が少なく、機械・施設の導入の初期投資負担を低減できます。また、毎年の経費としてリース料が計上されるため、コスト管理が明確になるというメリットもあります。

### 政策目標

担い手の育成・確保	
<平成19年>	<農業構造の展望(平成27年)>
認定農業者 約24万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営 33万~37万
農業法人 約8千	→ 効率的かつ安定的な法人経営 1万
集落営農 約1万3千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万~4万

### <内容>

「認定農業者等支援型」及び「地域貢献農業者支援特別型(一般タイプ及び集落営農緊急支援タイプ)」の拡充

本事業は、担い手(認定農業者・集落営農組織等)が経営規模拡大等により農業経営の改善に取り組む場合、リース方式での農業機械・施設の導入への支援を実施しています。

「経済危機対策」では、各支援タイプにおいて持続的な農地利用や雇用の確保等に向けた取組を実践する担い手に対しては、上限額の制限なしでリース料の一部を助成します。

### 対象者・助成率・要件

	認定農業者等支援型	地域貢献農業者支援特別型	
		一般タイプ	集落営農緊急支援タイプ
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者</li> <li>・新規就農者を受け入れる農業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者</li> <li>・特定農業法人</li> <li>・特定農業団体</li> <li>・農業サービス事業体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定農業法人</li> <li>・集落営農組織</li> </ul>
助成率	リース料の約12%以内(上限なし:通常は上限250万円)	リース料の1/4以内(上限なし:通常は上限500万円)	リース料の1/2以内(上限なし:通常は上限500万円)
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース導入計画策定</li> <li>・簡易経営診断受診</li> <li>・受益者が3戸以上</li> <li>・生産調整の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献計画策定</li> <li>・簡易経営診断受診</li> <li>・個人経営で4.5ha以上、法人経営10ha以上を新たに農地集積</li> <li>・生産調整の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献計画策定</li> <li>・集落営農改善計画策定</li> <li>・簡易経営診断受診</li> <li>・10ha以上の農地集積</li> <li>・水田・畑作経営所得安定対策への加入</li> <li>・生産調整の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的な農地利用や雇用確保等を内容とした「地域活性化計画」の策定</li> </ul>		

【補助率:定額(リース料の1/2、1/4以内等)】

[担当課:経営局経営政策課(03-6744-2144(直))]

## 新規就農定着促進事業（新規）

【5, 483百万円】

### 対策のポイント

新たに農業経営を開始した青年農業者等が個人で行う農業用機械・施設等の導入を、地域の協議会等を通じて支援（補助率1/2以内で400万円を上限に助成）することにより、新規就農者の経営の早期安定を図り地域の将来の担い手を育成、確保します。

#### （現状）

- ・ 39歳以下の新規就農者は平成19年には1万人であり、漸減傾向にあります。
- ・ 農業者の高齢化が進むなか、労働力確保や技術・経営の継承の面から、若者等の農業への参入を積極的に進めていくことが重要となっています。
- ・ 新規就農者の多くが農業経営を開始するに当たり苦労した点として、営農技術の修得や資金の確保をあげています。

### 政策目標

【新規就農者数(39歳以下)】10千人（19年度）→毎年12千人程度

#### <内容>

- 地域の協議会等の支援を受け、新規就農者が機械・施設等を取得する場合に、その取得に係る経費の一部を、地域の協議会等を通じて助成します。

【助成対象となる経費】新規就農者が取得する農業用機械（トラクター、防除機、収穫機等）、営農用施設（ハウス、畜舎、保冷库等）等。

#### 【助成要件（検討中）】

- ①地域の協議会等：都道府県（普及指導センター等）、市町村、農業委員会、農業団体等を構成員とし、担い手・新規就農者支援を行う市町村（旧市町村）単位等の組織であり、新規就農者の育成・定着支援を実施すること等。
- ②新規就農者：平成19年以降に39歳以下で営農を開始した認定就農者等。  
（注）認定就農者とは、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号）に基づく都道府県知事の認定を受けた者をいいます。

〔一人当たり助成額〕400万円以内

（注）補助残の自己資金分については、無利子の就農支援資金の借入れにより充当することが可能です。

【補助率：1/2以内】

【事業実施主体：民間団体等】

〔担当課：経営局 人材育成課（03-6744-2162（直））〕

## 集落営農法人化等緊急整備推進事業（新規）

【5, 354百万円】

### 対策のポイント

- ① 集落営農の法人化を進めるため、経営分析や戦略プランの作成等の活動や法人化に伴い必要となる農業用機械・施設等の導入を支援します。
- ② 集落営農の組織化が進まない地域において、組織化の際に必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。
- ③ 集落内にリーダーとなる人材がおらず、法人化や組織化が進まない地域に、先進的なリーダー等を一定期間派遣し、法人化等に向けた取組を促進します。

#### （集落営農について）

集落営農とは、集落単位で、高齢者や小規模な農家が集まって、農作業を共同化、機械を共同利用することによって効率的な営農を目指そうとする取組であり、農林水産省が実施している集落営農実態調査によると、平成20年2月1日現在で、13,062の集落営農が存在します。

### 政策目標

#### 担い手の育成・確保

＜平成20年＞ 集落営農 約1万3千 → 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万  
＜農業構造の展望（平成27年）＞

#### <内容>

##### ○ 集落営農の法人化を進めるため

法人化に必要な経営分析・戦略プラン等の作成等に係る活動や農業用機械・施設等の整備に要する経費、法人化が進まない地域への先進的な集落リーダー等の派遣に要する経費を助成します。

##### ○ 既に法人化した組織の経営安定を図るため

経営の多角化等に必要な戦略プラン作成、新規作物導入や加工・販売部門への進出に向けた栽培実証や試験販売等に要する経費や農業用機械・施設等の整備に要する経費を助成します。

##### ○ 集落営農の組織化を進めるため

担い手不足地域等で、集落営農を組織化した際に必要となる農業用機械・施設等の整備に要する経費、組織化が進まない地域への先進的な集落リーダー等の派遣に要する経費を助成します。

#### 1 集落営農法人化等緊急整備事業（整備費補助金）

集落営農の法人化や、担い手不足地域で集落営農の組織化を進めるため、これらの取組に必要な農業用機械・施設等を整備しようとする場合、その整備に要する経費の1/2を助成するとともに、当該機械・施設等のオペレーターの技術習得等に係る経費の一部を助成します。

#### （補助対象施設）

- コンバイン、トラクター等の農業用機械
- 畦畔整備、区画整理等の基盤整備
- 乾燥調製貯蔵施設
- 水稻、野菜等の育苗施設

- 野菜・果樹等の集出荷施設、冷蔵施設等
- 農畜産物の処理加工施設
- 堆肥製造施設
- 直売所や地場食材供給のための施設
- ※ 農業用機械について、農業用機械施設補助の整理合理化通知を適用を除外する予定

【補助率：1/2】

【事業実施主体：農業者等の組織する団体等（計画主体：市町村）】

## 2 集落営農法人化等緊急推進事業（推進費補助金）

### (1) 集落営農法人化等支援

集落営農の法人化を進めるため、経営分析や戦略プランの作成を支援するとともに、新規作物の導入、農産物の加工・販売等経営の多角化・複合化の取組に必要な調査・分析、試験栽培や試験販売などの実証活動等に係る経費を500万円を上限に助成します。

(補助対象となる活動例)

- 法人化を目指すために必要な専門家による経営分析
- 法人化・経営多角化に成功している組織の現地調査
- 経営戦略・経営多角化プランの作成
- 市場調査
- 新規作物導入に係る栽培実証
- 新商品の開発やそれに必要な加工実習
- 試験販売や販売促進活動
- 等

【補助率：定額】

【事業実施主体：農業者等の組織する団体（計画主体：市町村）】

### (2) 集落リーダー育成・確保支援

集落営農の法人化や組織化を促進するため、リーダーとなる人材がおらず、取組が停滞している地域に、他地域の先進的な集落リーダーや地域コーディネーターを、一定期間（一ヶ月程度）派遣するための経費を助成します。

都道府県当たり	@ 5, 763 千円 × 47 都道府県
市町村当たり	@ 1, 458 千円 × 400 市町村

(補助対象となる活動例)

- 集落リーダーや地域コーディネーターの人材発掘活動
- 集落リーダーや地域コーディネーターの派遣
- 等

【補助率：定額】

【事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会、  
地域担い手育成総合支援協議会、市町村】

[担当課：経営局経営政策課(03-6744-2143(直))]

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業  
〔地域雇用促進型〕

【1,050百万円】

対策のポイント

担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際し、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等の支援を総合的に実施します。

経済危機対策では、経営規模の拡大等を図る担い手の育成とともに新たな雇用需要を創出し地域経済の活性化を図る地区を対象とした「地域雇用促進型」を創設します。

(融資主体型補助とは)

- 例えば、経営規模を拡大するためにトラクター、コンバインを導入する場合

〔資金調達の内訳(例)〕	
取得価格：1,000万円	農業近代化資金 500万円
	銀行借入 150万円
	計 650万円・・・融資
	融資で不足する額(融資残)
	預金等取り崩し 350万円・・・自己負担

自己負担部分の350万円に対して、融資率や地域農業の構造改革に関する目標、担い手の経営改善に関する目標等を勘案して算定される額を助成します。

なお、補助額は、取得価格の3/10が上限です。上記の場合300万円の範囲内で助成されます。

(支援対象者は)

- 本事業の支援対象は、地域農業の担い手である認定農業者及び集落営農組織です。具体的には、

- ①認定農業者
- ②認定志向農業者(3年以内に認定農業者になることを目指す農業者)
- ③特定農業法人
- ④特定農業団体
- ⑤特定法人
- ⑥次の基準を満たす集落営農組織
  - ・規約を有していること
  - ・組織として一元的に経理を行っていること
  - ・将来的な農用地利用集積の目標面積が地域内農用地の2/3以上であること
  - ・主たる従事者の年間農業所得の目標が市町村基本構想の水準以上であること
  - ・事業実施から5年以内に農業生産法人となる計画を有していること

政策目標

担い手の育成・確保	
<平成19年>	<農業構造の展望(平成27年)>
認定農業者 約24万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営 33万~37万
集落営農 約1万3千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万~4万

## <内容>

担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者等の担い手による経営規模の拡大や新たな需要に対応した新規作物の導入、農畜産物の高付加価値化等による地域農業を中心とした自立的な雇用創出に取り組む地区を対象として、農業者の経営責任を基本としつつ、以下の支援を総合的に実施します。

### 1. プロジェクト融資主体型補助（拡充）

認定農業者等の担い手による融資を主体（融資率が5割を超えること）とした農業用機械・施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分について補助金を交付し、担い手の経営責任と創意工夫による主体的な経営展開を補完的に支援します。

経済危機対策では、認定農業者等の担い手が農業研修生の受入や雇用者の増を図るために必要な農業用機械・施設及び新規就農者等研修宿泊施設等の整備・改修等を目的とした「地域雇用促進型」を創設します。また、雇用確保が期待できる特定法人を新たに助成対象者として追加します。

【補助率：融資残額（3/10上限）】

【プロジェクト融資主体型補助：875百万円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

### 2. 追加的信用供与（拡充）

プロジェクト融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増し（代位弁済時の経費を助成）により、金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大します。

経済危機対策では、地域雇用促進型の創設に伴い、追加的信用供与の予算の増額を行います。

【補助率：定額】

【追加的信用供与：175百万円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

[担当課：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]

## 土地改良負担金償還特別緊急支援対策（新規）

【20,000百万円】

### 対策のポイント

土地改良事業等の農家負担分について、3年間にわたって無利子となるよう利子助成を行う負担軽減対策を実施することにより、担い手への農地利用集積と計画的償還を一層推進します。

- ・ 百年に一度の世界的な経済不況の中、米価の低迷、農業用燃料や農薬、肥料などの農業用資材の高騰などにより、農業所得が減少し、農業経営を圧迫していることから、土地改良事業の負担金の重圧感が高まり、すでに整備を行った地域の中には農家負担金の計画的な償還が困難になってきているところがあります。
- ・ また、農業生産の最も重要な基盤である生産基盤の整備を通じて、国民に対する食料の安定供給を確保していくことが重要であり、現在はもちろんのこと将来にわたり、国民に対し食料を安定的に供給するため、担い手への農地利用集積を図り食料自給力を強化することが喫緊の課題となっています。

### 政策目標

負担金軽減対策により、担い手への農地の利用集積と面的集積を促進

#### <内容>

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、償還額が一定額以上の地区で農地利用集積の増加等が見込まれる地域に対して、平成21～23年度の各年度の年償還金の利子助成を行います。

#### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 全国土地改良事業団体連合会

2. 助成対象地域

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区で、以下の（1）及び（2）の要件を満たす地域に助成額を交付します。

（1）農家負担金の合算総償還額が一定額以上であること

（2）経営所得安定対策加入者などの担い手への農地利用集積の増加等が一定割合以上見込まれること

3. 助成額

平成21～23年度の各年度の年償還金の利子相当額

4. 助成対象組織

土地改良区等

[担当課：農村振興局農地資源課(3502-6277(直))]

○土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区で、以下の1及び2の要件を満たす地域に助成額を交付します。

1. 農家負担要件

農家負担金の合算総償還額が44,000円/10a以上又は740,000円/戸以上であること

2. 担い手への農地の集積要件

以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす地域であること

<集積要件>			<中山間地域等の条件不利地域の集積要件>		
(1)担い手への農地利用集積要件			(1)担い手への農地利用集積要件		
	事業実施前	目 標		事業実施前	目 標
①	5%未満	7.5%以上へ	①	2.5%未満	3.8%以上へ
②	5~12.5%未満	2.5ポイント以上増加	②	2.5~6.3%未満	1.3ポイント以上増加
③	12.5~13.8%未満	15%以上へ	③	6.3~6.9%未満	7.5%以上へ
④	13.8~22.5%未満	1.2ポイント以上増加	④	6.9~11.3%未満	0.6ポイント以上増加
⑤	22.5~23.7%未満	23.7%以上へ	⑤	11.3~11.9%未満	11.9%以上へ
⑥	23.7%以上	シェアを増加	⑥	11.9%以上	シェアを増加
⑦	100%	100%を維持	⑦	100%	100%を維持
(2)担い手への農地面的集積要件			(2)担い手への農地面的集積要件		
	事業実施前	目 標		事業実施前	目 標
①	3.3%未満	5%以上へ	①	1.7%未満	2.5%以上へ
②	3.3~8.8%未満	1.8ポイント以上増加	②	1.7~4.4%未満	0.9ポイント以上増加
③	8.8~9.6%未満	10.5%以上へ	③	4.4~4.8%未満	5.3%以上へ
④	9.6~15.7%未満	0.9ポイント以上増加	④	4.8~7.9%未満	0.5ポイント以上増加
⑤	15.7~16.6%未満	16.6%以上へ	⑤	7.9~8.3%未満	8.3%以上へ
⑥	16.6%以上	シェアを増加	⑥	8.3%以上	シェアを増加
⑦	100%	100%を維持	⑦	100%	100%を維持
(3)担い手者数の増加要件			(3)担い手者数の増加要件		
※目標までに7.5ポイント以上増加。			※目標までに3.8ポイント以上増加。		

## 需要即応型生産流通体制緊急整備事業（新規）

【116,800百万円】

### 対策のポイント

水田転作作物について、食料自給力向上に向けて地域・農業者が一体的に行う実需者との連携活動や、麦、大豆、新規需要米の需要拡大に向けた取組を支援します。

#### （食料自給率について）

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっています。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給力・自給率の強化に向けて、水田等を有効活用し転作作物等の需要に応じた生産拡大を進めていく必要があります。

### 政策目標

国産農産物の需要の拡大、食料自給力・自給率の向上

#### <内容>

#### 1. 地域・生産者による生産・流通面の取組への支援

水田における転作作物について、地域の計画の下で地域・生産者がまとまって実施する取組を支援。

- ・麦、大豆、飼料作物等

地域の取組に応じて最大15,000円/10aを助成

##### 【取組メニュー】

- ①実需者との連携活動（実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等）
- ②品質向上活動（タンパクや残留農薬の分析と色彩選別機による選別等）
- ③物流効率化活動（効率的な流通に向けたフレコン出荷の実施等）
- ④環境・安全活動（堆肥の共同施用による化学肥料の節減等）

（取組1メニューに対して5,000円/10aを助成、最大3メニューまで）

- ・米粉用米、飼料用米

地域の取組に応じて25,000円/10aを助成

##### 【取組メニュー】

- ①実需者との連携活動（実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等）及び混入防止等活動（ほ場乾燥による収穫時期の分散化等）
- ②効率的な流通体制の整備（フレコン出荷の実施等）又は集中乾燥調製体制の整備（共同乾燥調製施設による集中乾燥調製の実施等）

（①と②の両方を実施）

#### 2. 生産者・実需者が連携した需要拡大に向けた取組への支援

- ・新品種・新技術の普及、産地と実需者との播種前契約の推進

パン・中華めん用小麦品種の作付、大豆300A技術の実証、大豆生産者と実需者とが3年間程度の契約栽培を行う取組等を支援。

- ・国産麦、大豆及び新規需要米を用いた商品開発の推進

食品製造業者等に対して、商品開発に必要な原料購入、試作品製造、試験販売等に要する経費を助成。

需要即応型生産流通体制緊急整備事業

116,800百万円

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

担当課：生産局農業生産支援課（Tel：03-3597-0191（直））

生産流通振興課（Tel：03-3502-5965（直））

## 強い農業づくり交付金

【13,800百万円】

### 対策のポイント

生産現場が抱える諸課題の解決に向け、特に、老朽化が進み、施設利用率の低迷等が課題となっている穀類乾燥調製施設(カントリーエレベータ等)や共同荒茶加工施設について、既存施設の補修又は模様替え等への支援、食肉流通の合理化や高品質で安全・安心な食肉流通の確立のための産地食肉センター等の機能の向上等に必要な施設整備及び地域に所得と雇用の機会を創出するため、大都市等での直売施設や学校給食向けの処理加工施設等の整備を支援します。

また、就農希望者に対する研修活動の円滑かつ着実な実施を図るため、研修・宿泊施設等の整備を支援します。

### (現状)

- ・国内の食料自給力・自給率の強化に向け、水田フル活用とあわせ、既存の産地基幹施設もフル活用するための条件整備を早急に進める必要があります。
- ・荒茶加工施設は茶の供給に不可欠な施設ですが、設備の老朽化が進んだ施設が多く、茶の生産コスト上昇と品質低下を招く要因となっています。
- ・景気停滞により比較的単価の高い国産牛肉を中心に需要が低迷する中、国産食肉の需要拡大等を図るためには、食肉流通コストの低減や衛生管理の向上等を更に進める必要があります。
- ・全国の直売所は約1万3千カ所、うち農協や市町村による常設は約3,000カ所
- ・現下の雇用情勢の中で、農業分野への就業の関心が高まっていますが、就農に結び付けていくためには、就農希望者に対する研修機会や住居の整備など研修を受けやすい環境を確保する必要があります。

### 政策目標

需要に応じた生産量の確保、生産性の向上、品質の向上等による高品質農畜産物の供給体制の確立、就農希望者の研修機会等の確保

### <内容>

1. 産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国産農畜産物の力強い生産供給体制を確立するため、多様な施設等の整備を支援します。特に以下の点について重点的に支援します。
  - (1) カントリーエレベータ、荒茶加工施設等の更新対策

麦、大豆、飼料用米等の増産に向け、既存のカントリーエレベータ等を再編利用する場合、既存施設の再編利用計画の策定を要件として、施設の新増設のみならず、既存施設の補修又は模様替えも支援します。また、共同荒茶加工施設に

ついて、老朽化した設備のみの再整備も支援します。

(再編利用計画の例)

- ① 地域内の複数施設間において機能分担(例：主食用、飼料用米)
- ② 産地基幹施設の運営利用を担い手集団に委譲
- ③ 米麦乾燥調製施設を大豆用に汎用化又は模様替え

## (2) 産地食肉センターの施設整備

食肉流通コストの低減、高品質で安全・安心な食肉の供給、輸出促進への対応等を図るため、産地食肉センターの機能や衛生管理の向上等に向けた以下の施設整備を支援します。

- ① 衛生管理施設、環境保全施設等の整備について、1/2以内を補助
- ② 部分肉等の高付加価値化に必要な施設、その他必要な施設の整備について、1/3以内を補助

強い農業づくり交付金	13,800百万円の内数
うちカントリーエレベータ等の産地基幹施設再編利用関係分	3,600百万円
うち荒茶加工施設の老朽化対策分	1,000百万円
うち産地食肉センター施設整備関係分	6,000百万円
	補助率：定額(1/2等)
	事業実施主体：農業者団体、民間団体等

## 2. 地産地消・産直に必要な直売施設等の整備(特別枠の拡充)

大都市の消費者ニーズに対応するため、産地の周辺地域に加え、産地から離れた大都市等での農産物直売施設や地域食材供給施設の整備等に対して支援を拡大します。

地場農産物を安定的に供給する中間事業者、食品企業等による処理加工施設や流通施設の整備も支援の対象とします。

強い農業づくり交付金	13,800百万円のうち、
地産地消・産直緊急特別枠	1,000百万円
	補助率：定額(1/2等)
	事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者グループ、食品事業者等

## 3. 農業研修教育施設等の整備

農業研修を実施する農業法人等を対象に、就農希望者に対する研修機会及び研修環境を確保し、研修活動の円滑かつ着実な実施を図るため、研修・宿泊施設等の整備を支援します。

強い農業づくり交付金	13,800百万円のうち、
再チャレンジ優先枠	200百万円
	補助率：定額(1/2等)
	事業実施主体：都道府県、青年農業者等育成センター、市町村、NPO法人、農業法人等

[担当課：生産局総務課生産推進室(03-3502-5945(直))]

## 農業機械等緊急リース支援事業

【27,209百万円】

### 対策のポイント

生産性や品質向上に必要な機械や周年生産・周年雇用に必要な園芸施設等について、農業者の初期投資負担を大幅に軽減するリース方式による導入を支援します。

### (背景)

わが国の食料供給に対する不安定要素が急速に増大する中で、食料供給力の強化に向け、生産性や品質向上を図るための技術の導入・定着を加速化していくことが必要です。

また、施設園芸は新規参入や周年生産・周年雇用の拡大が期待される農業分野です。しかしながら、施設導入に要する初期投資が大きいこと等が課題になっており、近年その面積が伸び悩んでいます。園芸分野における雇用拡大と生産力の強化を効果的に図るため、施設園芸の拡大を早急に進める必要があります。

### 政策目標

食料自給力・自給率の向上

### <内容>

#### 1. 食料供給力向上緊急機械リース支援事業

生産性や品質向上に必要な最新農業機械をリース方式により導入する場合の経費の一部を助成します。

##### ①生産性向上に資する機械

(例) クローラー式トラクター(25馬力以上)、高速代かき機、水稻直播機、汎用コンバイン、野菜収穫機 など

##### ②品質向上に資する機械

(例) 高精度肥料散布機、穀物遠赤外線乾燥機、光学式選別機 など

25,000百万円

補助率：定額（機械の購入額の1/2以内）

事業実施主体：民間団体等（農業者とリース業者の共同実施）

[担当課：生産局農業生産支援課（03-6744-2111（直））]

## 2. 園芸産地再生施設緊急リース事業（新規）

施設園芸への新規参入や周年生産・周年雇用に必要な以下の園芸施設をリース方式により導入する場合の経費の一部を助成します。

### ①周年栽培に必要な温室（内部設備を含む）

- ・周年栽培高温抑制型温室

〔内部設備〕

- ・環境制御システム（暖房、冷房等）、栽培システム（栽培ベッド、養液循環装置等） など

### ②先進的省エネルギー加温システム

- ・ハイブリッド加温設備
- ・木質バイオマス利用加温設備

2,209百万円

補助率：定額（施設の購入額の1/2以内）

事業実施主体：民間団体等（農業者とリース業者の共同実施）

[担当課：生産局生産流通振興課（03-6744-2113（直））

農業環境対策課（03-3593-6495（直））]

## 施肥体系緊急転換対策

【8, 204百万円】

### 対策のポイント

肥料コストの一層の低減を図るため、施肥低減効果の高い新技術の導入等による施肥体系の転換に向けた取組等を支援します。

#### (現状と対応)

肥料の原料価格は、21年度に入っても高い水準で推移しており、さらに21肥料年度(平成21年7月～)においても、大幅な価格水準の改善は見込みにくい状況です。このような厳しい状況が続いても耐え得る生産体制づくりを進めるため、**過剰施肥の抑制や施肥低減技術の導入を早急に進める必要があります。**

このため、3戸以上の農業者グループが行う**化学肥料の施用量を低減する施肥体系への転換に向けた取組を支援**します。

### 政策目標

省エネ・省資源型の農業生産体系への転換

#### <内容>

#### 新たな施肥技術体系への転換等の支援

##### (1) 過剰施肥抑制対策

たい肥等の有機物由来の肥料成分も含めた詳細な土壌診断の実施を支援します。

##### (2) 地域資源等効率利用対策

①緑肥すき込み、たい肥施用、りん酸・加里を大幅に減肥する栽培方法等の導入の取組を支援します。

②メタン発酵消化液等の地域資源を効率的に活用する技術の導入実証を支援します。

##### (3) 施肥低減の取組に対する追加的支援

やむを得ない理由により、20年度補正予算の肥料高騰緊急対策を受けられなかった農家に対し、同じ取組条件で20肥料年度の肥料費増加分の7割を助成します。

施肥体系緊急転換対策事業 8, 204百万円  
補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：都道府県協議会

担当課：生産局農業生産支援課 (03-6744-2111 (直))  
農業環境対策課 (03-3502-5951 (直))

## 有機農業総合支援対策

【200百万円】

### 対策のポイント

全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成するとともに、有機農業に必要な種苗の供給等を行うための拠点を整備します。

(有機農業とは)

- ・化学肥料、農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和のとれた農業です。
- ・国内農産物の総生産量に占める、JAS法に基づく有機農産物の格付数量の割合は、0.19%（平成19年度）と僅かです。

### 政策目標

平成23年度までに有機農業の推進を目的とする体制が整備されている市町村の割合が50%以上

### <内容>

- ① 有機農業への参入希望者に対する技術指導、販路開拓のためのマーケティング、消費者との交流、技術実証ほの設置に対する取組を支援します。

地域有機農業推進事業 40百万円

補助率：定額

事業実施主体：協議会

- ② 有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給、土壌診断等を行うための拠点（有機農業技術支援センター）の整備について支援します。

地域有機農業施設整備事業 160百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局農業環境対策課（03-6744-2114（直））]

## 畑作等緊急構造改革対策（新規）

【4, 500百万円】

### 対策のポイント

砂糖、でん粉等について、原料作物生産者及び製品製造事業者が行う環境対応、コスト削減等の取組を支援することにより、畑作等の構造改革を推進する。

#### （環境対応・コスト削減の取組の例）

- ・ 新規作物の導入や休閒緑肥の導入等による低投入・持続型農業の確立
- ・ てん菜の直播栽培の推進
- ・ さとうきび等の作業受委託の推進による農作業の効率化
- ・ さとうきび害虫の総合的な防除技術の導入
- ・ 国内産糖・いもでん粉工場における食品の安全性の向上や環境対応を図るための施設・機械の導入、環境に配慮した排水処理体制の整備

### 政策目標

国産農畜産物の産地競争力の強化、環境と調和のとれた持続的な生産・製造体制への転換

#### <内容>

#### 1. 畑作地帯における低投入・持続型農業の推進

- ① 新規作物や休閒緑肥の導入、たいきゅう肥等の未利用資源の活用を組み合わせた低投入・持続型農業の確立に取り組む農業者団体等に対して、必要な経費の一部を助成する。
- ② てん菜の直播栽培等の低コスト化技術の導入に意欲的に取り組む農業者に対して、必要な機械購入経費等の一部を助成する。

#### 2. さとうきび等における低コスト化等の推進

- ① 担い手等に22年産さとうきび・でん粉原料用かんしょの基幹作業（収穫作業等）を委託した生産者に対して委託料の一部を助成する。
- ② ハリガネムシ、アオドウガネなどのさとうきび害虫の防除に、地域として取り組む場合、これに必要な資機材費の一部を助成する。
- ③ 黒糖の判別手法やトレーサビリティの確立、国産黒糖を利用した新製品開発への支援等により国産黒糖のブランド力強化、差別化を支援する。

#### 3. 産地製造事業における食品安全対応・環境対応の推進

- ① 製品の品質向上のための衛生管理施設の整備に対し助成を行う。
- ② 異臭発生防止のための排水処理施設の整備に対し助成を行う。
- ③ 物流体制の効率化のためのフレコン施設等の整備に対し助成を行う。

補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：農業者団体、民間団体等

[担当課：生産局生産流通振興課（03-3501-3814（直））]

## 製糖施設緊急整備対策事業（新規）

【1,580百万円】

### 対策のポイント

沖縄県の製糖事業者に対し、製造コストの低減、品質の向上、衛生管理の徹底に資する施設整備などを支援します。

### 政策目標

離島地域農業の振興及び地域活性化を図るため、製糖工場の経営力強化を推進します。

### <内容>

経営の体質強化を図る沖縄県内の甘しや糖工場について、老朽化した製造設備の更新等を支援し、甘しや糖工場の近代化を支援します。

#### 1. 製造コストの低減を図る施設の整備

高効率ボイラー、高効率効用缶等を導入することで、先進的な製糖方式への転換を図ります。

#### 2. 品質の向上を図る設備の導入

夾雑物除去装置、金属検出器等を導入することで、高品質製品の製造を推進します。

#### 3. 衛生管理の徹底等に資する設備の導入

生菌測定装置、製品包装ラインの自動化等の設備を導入することで、安全性の高い製品の製造を推進します。

補助率：1/2以内  
事業実施主体：製糖事業者、地方公共団体

[担当課：生産局生産流通振興課（03-3501-3814（直））]

## 青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業（新規）

【2, 164百万円】

### 対策のポイント

超長期鮮度保持技術を活用した青果物の安定的・計画的な出荷を実証する取組を支援します。

また、流通コスト低減を図るため、移動式真空予冷装置の導入による周年供給に対応した施設の効率的稼働体制やハブ・スポーク流通体制を実証する取組を支援します。

「超長期鮮度保持技術」とは、

・高度な温度管理等により、青果物の鮮度を損なうことなく長期間の保存を可能にする技術。

「移動式真空予冷装置」とは、

・真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能にした装置で、季節に合わせて必要な産地に移動して使用する。

「ハブ・スポーク流通」とは、

・拠点（ハブ）となる施設から、各拠点（スポーク）に路線を展開し、拠点施設からの大量輸送を可能とした流通形態であり、従来の産地と実需者の1対1の流通に比べ輸送効率が向上する。

### 政策目標

青果物の需要に応じた出荷量の調整、流通コストの低減。

#### <内容>

##### 1. 青果物の超長期鮮度保持による出荷安定の実証

生産者団体等が超長期鮮度保持技術を活用した青果物の安定的・計画的な出荷・供給の取組を実証する場合に必要な経費について支援します。

##### 2. 青果物の新流通システム構築の実証

生産者団体等が個別に集出荷施設や予冷施設を有してきた従来の流通体制から、ハブ・スポーク流通や産地間リレー出荷体制の構築を図るため、低コスト流通システムの実証とともに、既存集出荷施設の再編や能力向上、移動式真空予冷装置の整備等について支援します。

補助率：1/2以内、定額  
事業実施主体：生産者団体等

[担当課：生産局生産流通振興課（03-6744-2113（直））]

## 野菜・果樹産業等構造回復緊急支援事業（新規）

【3,300百万円】

※うち追加財政措置額940百万円

### 対策のポイント

果実等園芸作物価格の低迷状況を打破するため、野菜・果樹産地等に対し、品質向上、作業労力軽減、省資源化に資する技術導入を推進します。また、加工原料用果実の生産者と加工品製造業者との長期契約の促進等を通じ、国産果実加工品の安定供給体制の構築を推進します。

#### （野菜・花きをめぐる情勢）

- ・野菜の栽培面積は、近年、減少傾向（平成12年48.8万ha→平成19年44.0万ha）
- ・花きの栽培面積は、近年、減少傾向（平成12年2.45万ha→平成19年2.15万ha）
- ・切花、鉢物については、昨年秋以降の景気の悪化により、前年より10%~20%程度低い卸売価格

#### （果樹をめぐる情勢）

- ・果樹の栽培面積は、近年、減少傾向（平成12年28万ha→平成19年27万ha）
- ・りんご、かき、なし及びももについては、総出荷量が多いことに加え、市場への出荷が一時期に集中したこと等から、前年より10%~25%程度低い卸売価格

### 政策目標

#### 【産地の競争力強化】

品質向上、作業労力軽減、省資源化に資する技術導入の推進

#### 【果実単価の向上】

隔年結果の是正、高品質化により単価0.5%アップ

### <内容>

#### 1. 野菜・花きの省力生産を可能とするための技術・資機材の導入

産地の競争力強化を図るため産地計画に記載された取組に要する資機材導入費用を定額助成します。

導入資機材の例：防虫ネット、誘蛾灯（省電力のもの）、蜜源植物種子、訪花昆虫増殖装置、訪花昆虫逸出防止ネット、省電力電灯（補光・開花調整用）等

野菜・花き産地高度化緊急支援対策事業

2百万円×470地区＝940万円

補助率：定額（2百万円）

事業実施主体：農業者団体等

#### 2. 国産果実を原料とした加工品の安定した供給体制の確立

加工用果実生産者、加工品製造業者が行う原料の安定供給体制の構築、コストの低減及び販路の確保に向けた取組を推進します。

具体的には、加工用果実の長期契約に基づき、出荷した場合に、以下の取組等に対して助成します。

- ①加工用果実生産者に対する長期契約出荷促進費の交付
- ②表年・裏年を見通した原料供給構造の調査・分析及び産地指導
- ③果実製品の需要調査・分析を踏まえた販売戦略の構築、販促活動の実施等

国産果実加工需給安定化緊急支援対策事業(既造成資金活用)  
9百万円×55地区=492百万円(助成枠)  
補助率:定額(長期契約出荷数量×3円/kg)  
事業実施主体:農業者団体、民間団体 等

### 3. 高品質果実の省力生産を可能とするための技術・資機材の導入

高品質果樹への転換を図った前向きな取組に努力した農家及び産地の競争力強化を図るため策定・変更した「果樹産地構造改革計画」に記載された取組等に対して資機材導入費用を定額助成します。

導入資機材の例:摘果ノギス、電動剪定機、剪定枝粉碎装置、溶液受粉用動噴機 等

果樹産地高度化緊急支援対策事業(既造成資金活用)  
品目転換農家 5千円/10a×625ha  
産地転換の策定済産地協議  
1千円/10a×183,692ha  
=1,868百万円(助成枠)  
事業実施主体:農業者団体 等

[担当課:生産局生産流通振興課(03-6744-2113(直))]

植物工場の普及・拡大  
— 植物工場普及・拡大総合対策（新規） —

【9,625百万円】

対策のポイント

植物工場の普及・拡大に向けた取組を強力に支援します。

（植物工場をめぐる情勢）

- ・植物工場は、季節や天候に左右されない安定供給が可能、場所を選ばない、作業の平準化により周年雇用が可能といった利点・可能性を有しています。
- ・その一方で、施設の設置・運営コストが莫大、経済生産が可能な品目が少ない、植物工場の管理・経営等を担う人材の不足等、普及・拡大に向けた課題もあります。

政策目標

- ①植物工場における野菜の生産コストを3割縮減
- ②植物工場の設置数を100箇所増

<内容>

1. 民間企業等の競争展示・研修による植物工場関連技術の実証・普及等の取組を支援

大学等を対象として、植物工場のコスト縮減や生産性向上に向けて、民間企業等がコンペ方式での技術実証・展示や人材育成のための研修を行う拠点を整備します。

モデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業 3,654百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：大学等

2. 農業者団体等による植物工場の導入を支援

主に農業者団体を対象として植物工場の導入支援を行うため、整備事業、地区推進事業により支援します。

植物工場普及拡大支援事業 3,376百万円  
補助率：1/2等  
事業実施主体：農業者団体等

3. 民間企業等による植物工場のリース導入を支援

主に民間企業を対象として植物工場の導入支援を行うため、リース事業、地区推進事業により支援します。

植物工場リース支援事業 2,596百万円  
補助率：1/2等  
事業実施主体：民間企業等

[担当課：生産流通振興課（03-6744-2113（直））]

## 知的財産業務の体制強化

【1,000百万円】

### 対策のポイント

農業分野において知的財産の創造を促進し、適切に保護しつつ活用を図る体制を強化することによって、強い農業づくりを実現します。

我が国の優良な品種が品種保護制度が未整備な東アジア各国等に持ち出され権利侵害が発生しています。また、我が国から持ち出された種苗で生産された農産物が我が国が輸出する農産物と競合し、輸出の妨げとなっており、解決に向けた対策が求められています。

このため、水際での輸入差し止めにも有効なDNA品種識別技術の開発・実用化の促進や東アジア各国等に対する品種保護制度の整備・充実に向けた取組みを行い、知的財産の保護・活用による強い農業づくりを実現します。

### 政策目標

- 我が国の優良な品種が品種保護制度が未整備な東アジア各国等に持ち出され、権利侵害される事態を防止
- 東アジア各国等における品種保護制度の整備・充実に助長

### <内容>

- (1) 登録品種のDNA、標本、種子・種菌の保管や種苗検査を行う施設を整備する。((独)種苗管理センター本所(茨城県つくば市))
- (2) 東アジア各国等に対する品種保護制度の整備・充実に向けた研修生受入れのための施設等を整備する。((独)種苗管理センター西日本農場(岡山県笠岡市))

【(独)種苗管理センター施設整備 1,000百万円】

[担当課：生産局知的財産課(03-6744-2119(直))]

## 畜産自給力強化緊急支援事業（新規）

【15,000百万円】

### 対策のポイント

畜産経営における生産性や飼料自給率向上等に必要な機械のリース方式による導入等を支援します。

### （我が国畜産をめぐる課題）

配合飼料価格の高騰や景気低迷による畜産物価格の低下等の下、畜産経営における生産性や飼料自給率向上等による安全・安心な国産畜産物の安定供給が課題となっています。

### 政策目標

畜産経営における生産性や飼料自給率向上等による安全・安心な国産畜産物の安定供給

### <内容>

畜産経営に対し、

- ①生産性や飼料自給率の向上に資する機械
- ②生乳・鶏卵の衛生管理の向上に必要な機械
- ③飼料生産受託組織等の経営の高度化に必要な機械
- ④養豚・酪農の排水対策に必要な機械

のリース方式による導入について支援（補助率：1／3、③については、1／2）等を行います。

【定 額】

【交付先 （独）農畜産業振興機構】

【事業実施主体 （独）農畜産業振興機構による公募】

【事業実施期間 平成21年度】

### 担当課

- |       |              |                |
|-------|--------------|----------------|
| ①及び④： | 生産局畜産部畜産企画課  | (03-3501-3881) |
| ②：    | 生産局畜産部牛乳乳製品課 | (03-3502-5988) |
|       | 食肉鶏卵課        | (03-3502-5990) |
| ③：    | 生産局畜産部畜産振興課  | (03-6744-2399) |

畜産経営維持緊急支援資金融通事業（新規）

【9,940百万円】

対策のポイント

償還が困難な負債の借り換えを行う新たな低利（当初2年は無利子）・長期資金を措置（融資枠500億円）します。

畜産経営は投資額が大きく、また、日々の運転資金が必要ですが、景気低迷の影響を受けた畜産物価格の低下等により、負債の償還が困難となる状況が生じています。

政策目標

長期・低利の資金への借り換えによる畜産経営の維持と安定

<内容>

21年度から22年度の2年間において、償還が困難な負債の一括借換を行う新たな資金を融通します。貸付後2年間については無利子とします。

また、資金の円滑な融資が行われるよう都道府県農業信用基金協会に対して支援を行います。

	大家畜	養豚
融資枠	450億円	50億円
償還期間	25年以内	15年以内
うち据置期間	5年以内	
貸付利率	1.70%以内（当初2年間は無利子）	

（利率は平成21年4月20日現在）

[担当課：生産局畜産部畜産企画課（03-3501-1083（直））]

## 優良繁殖雌牛更新促進事業（新規）

【7,900百万円】

### 対策のポイント

遺伝的資質の優れた肉用牛繁殖雌牛の導入を支援することにより、繁殖雌牛の更新を促進し、肉用牛の資質向上を図ります。

### （現 状）

肉用牛繁殖経営においては、生産コストの上昇や牛肉需給の緩和を背景として経営環境が悪化しており、繁殖雌牛の更新が停滞している。また、肥育農家の収益性の低下から、低資質の雌牛等から生産される資質の低い子牛の価格が低下しており、繁殖雌牛の更新がさらに進まないという悪循環が見られる。

### 政策目標

肉用牛の資質向上を通じた、肉用牛生産基盤の強化を目指す

### <内容>

繁殖雌牛更新計画に基づき、低能力の繁殖雌牛をとう汰した肉用牛繁殖農家に対して優良繁殖雌牛の貸付等を行う農協等に対し、優良繁殖雌牛の導入費用の一部を助成し（1頭当たり最大20万円）、優良繁殖雌牛への更新を支援します。

#### ・事業の仕組み

- ① 農協等が、高能力な雌子牛を購入し、繁殖農家へ5年間以上貸付。
- ② 繁殖農家は、当該雌牛の貸付を受けるに当たり、
  - ・低能力な繁殖雌牛のとう汰
  - ・貸付を受けた雌牛の5年間以上の飼養等を行うことが必要。

優良繁殖雌牛への更新促進事業 7,900百万円  
補助率：1/3以内（上限額：20万円/頭）  
事業実施主体：都道府県畜産協会等

[担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課（03-3501-3776（直））]

## 飼料稲フル活用緊急対策事業（新規）

【1,300百万円】

### 対策のポイント

飼料用米の生産ほ場で家畜に給与する稲わらを収集すること等、「飼料稲フル活用」を中心とした粗飼料生産を推進し、我が国畜産経営の安定化に必要な国産飼料の増産を図ります。

平成21年2月に中国上海で口蹄疫が発生する等、輸入稲わらを巡る状況は予断を許さない状況が続いており、国産稲わらの確保が喫緊の課題となっています。

また、家畜の嗜好性が良く栄養価も高い稲WCS等水田を使用した良質な粗飼料について、今後、より一層の生産・利活用を推進していくことが重要です。

### 政策目標

#### 飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

### <内容>

#### 1. 事業内容

飼料用米の生産を行うほ場における飼料用稲わらの収集や、稲全体を飼料として活用する稲WCS生産等、飼料稲フル活用を中心とした水田における粗飼料生産を緊急に推進します。

このため、稲わらや稲WCS等の水田粗飼料について、低コスト生産を行いつつ、平成20年度と比べて取組を拡大した場合、当該取組面積に応じた支援を行います。

【補助率：定額（13千円/10a）】

#### 〔取組内容〕

- ア 稲発酵粗飼料の生産
- イ 飼料用米生産ほ場の稲わらの飼料利用
- ウ その他の粗飼料の生産

※ 耕畜連携水田活用対策事業、水田等有効活用促進交付金の要件を満たすことが必要です。

※ 20年度既作付分については、耕畜連携水田活用対策事業で同水準が助成されません。

#### 2. 事業実施主体

都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））〕

## 飼料用米農薬安全確保事業（新規）

【651百万円】

### 対策のポイント

飼料用米を”もみ”のまま給与する効率的な方法を推進するため、適正な農薬使用を可能とする基準づくりのための試験実施を支援します。

#### （飼料用米の生産）

飼料用米については、平成21年度から食料自給力・自給率向上のための戦略作物として、生産拡大を推進することとしていますが、その効率的な利用のため、鶏を中心に粳米のまま給与する方法が期待されております。

一方で、粳米を飼料用として給与することについては、農薬の残留についての知見がないため、現在は食の安全・安心に万全を期す観点から、稲の出穂期以降の農薬散布は控える措置が指導されております。

このような中で、粳米利用を安心して拡大するため、粳米及び粳米を給与した畜産物中の農薬の残留についての試験を行い、病虫害防除に必要な農薬の適正使用を可能とし、飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図ります。

### 政策目標

水田等の有効活用による飼料自給率の向上と畜産物の安全性確保

#### <内容>

##### 1. 事業内容

###### （1）作物残留試験

現在、稲に病虫害防除のために使用されている農薬について使用基準に基づく使用をした場合のもみがらを含めた飼料用米（粳米）の農薬残留試験を実施します。

【補助率：定額】

###### （2）畜産物の残留試験

使用基準に基づいて農薬を使用した場合について粳米利用の畜産物の農薬残留を評価するための試験を実施します。

【補助率：定額】

##### 2. 事業実施主体

民間団体等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399（直））]

## 馬産地再活性化緊急対策事業（新規）

【5,000百万円】

### 対策のポイント

馬生産の高度化等に必要な施設・機械のリース、長期低利の借換資金の融通、市場上場馬の情報提供等流通活性化の取組を支援します。

- ・ 不況を背景に軽種馬の取引価格が低落し、馬生産農家の経営が悪化しています。
- ・ 馬関連産業が地域の基幹産業となっている馬産地においては、地域経済の悪化に直面しています。
- ・ 馬産地の再活性化のため、地域の生産者をはじめとする関係者が一体となった取組みを緊急支援することが急務になっています。

### 政策目標

不況で打撃を受けている馬産地の活性化

#### <内容>

- ① 馬生産の高度化（分業化・共同化など）、複合化等に必要な施設・機械のリース方式による導入を支援（補助率1/3）
- ② 償還困難な負債の借換えのための長期低利資金を融通（融資枠50億円）
- ③ 馬の流通活性化の取組を支援  
例：市場上場馬のレントゲン検査、ノド内視鏡検査への助成

#### [対象者]

馬の生産者、生産者団体等

[担当課：生産局畜産部競馬監督課（03-3502-5995(直)）]

食の安全・安心確保交付金における家畜衛生の推進（新規）  
（安定的な畜産経営を支える家畜疾病の診断機能強化）

【102百万円】

対策のポイント

安定的な畜産経営を支える観点から、畜産経営に甚大な被害を及ぼす家畜の伝染性疾病の診断機能を強化し、事前対応型の防疫体制を構築するため、家畜保健衛生所の必要な機器整備への支援を行います。

（家畜保健衛生所について）

家畜保健衛生所は、都道府県における家畜防疫の実施機関として、全国に172ヶ所設置されており、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病について農家に対する衛生指導や定期検査等を行っています。

政策目標

各都道府県における迅速かつ的確な検査体制の確立。

<内容>

高病原性鳥インフルエンザ等のウイルス関連の家畜伝染性疾病に対する検査の効率化を図ると共に、家畜保健衛生所の病性鑑定機能を強化し、家畜保健衛生所における病性鑑定処理能力の向上を図ります。

[対象メニュー]

(1) ウイルス分離関連機器

高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス関連の家畜の伝染性疾病に対する検査の効率化を図るための転卵機能付孵卵器やインキュベーター等

(2) 高度バイオセキュリティ関連機器

病性鑑定の実施に伴い、検査実施者への病原体の暴露（バイオハザード）を防止するとともに、病原体の野外への散逸を防止するための安全キャビネット等

<事業実施主体>

都道府県

[担当課：消費・安全局 動物衛生課 03-3502-8292（直通）]

## 「農」の雇用事業

【3, 869百万円】

### 対策のポイント

意欲を有する農内外の多様な人材に対して、農業法人等における農業技術・経営ノウハウを習得するための実践的な研修の実施規模を拡充(2,000人追加)するとともに、新規就業者の定着促進に向けた支援(住宅手当等：月額上限3万3千円)を行います。

これにより、意欲ある若者等の農業法人等の就業を促進します。

(現状)

- ・ 新規就農者のうち農業法人等に雇用されて就農する者が増加しています。また、そのうちの6割が青年(39歳以下)となっています。

【雇用就農者数】

平成18年：6,510人(うち39歳以下3,730人)

平成19年：7,290人(うち39歳以下4,140人)

- ・ 雇用就農者の主な就業先となる農業生産法人は年々増加してきています。

【農業生産法人数】

平成18年：8,412 → 平成19年：9,466 → 平成20年：10,519

### 政策目標

【新規雇用就農者数(39歳以下)】

年間7千人程度(平成21年度)

<内容>

雇用就農の一層の促進を図るため、平成20年度第二次補正予算での実践研修(OJT研修)の実施分(1,000人規模)に加え、新たに2,000人規模を追加実施するとともに、新規就業者の定着を促進するための経費を追加助成します。

#### 1 農業法人就業実践研修支援事業

- ① 現下の厳しい雇用情勢に対応するため、実践研修の実施規模を拡大します。  
(追加実施数2,000人、最長12ヶ月、上限月97千円)
- ② 研修を実施する農業法人等の指導者に対して、指導能力の向上を図るための研修を実施します。

#### 2 農業法人雇用定着促進支援事業(新規)

雇用した新規就業者の農業法人等への定着を促進するため、実践研修の対象となる新規就業者の雇用環境整備に要する経費(住居費等)、資格取得費、定住外国人の語学研修費の一部を支援します(最長12ヶ月、上限33千円)。

#### 3 農業法人就業相談活動事業

農業法人等への就業を希望する者と農業法人とのマッチングを行うための法人就業相談会を開催します。

【補助率：定額】

【事業実施期間：平成21年度】

(※平成21年度までに研修を開始した場合が対象となります)

[担当課：経営局 人材育成課(03-3502-6469(直))]

## 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業

～『田舎で働き隊!』事業～

【625百万円】

### 対策のポイント

農村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、都市と農村地域をつなぎ、農村地域における都市部人材の活用等に取り組む仲介機関に対して支援を行います。

- ・ 農村地域においては、高等教育機関や安定した就業の場が少ないこと等により、人口が都市部へと流出し、活性化を担う人材が不足しているという構造的問題を抱えています。
- ・ 一方、都市部においては農村地域に関心を持つ者も多く、20年度第二号補正予算において実施した短期の研修においても、事前に想定した800人を大きく上回る参加があり、さらに研修生に対する一部仲介機関のアンケートを見ても、約4割の研修生が「新規就農」「農業関連ビジネスで起業」などへの希望を持つ事が明らかになりました。
- ・ このことから、都市住民の農山漁村定住への高い意欲を実現できるように、時機を逃さずに追加支援するため、21年度当初予算において行う助成に加え、経済危機対策においては研修旅費についても支援（1/2上限）を追加し、より有効な対策としました。

### 政策目標

農村地域の活性化を担う人材を確保・育成するためのモデル的な仕組みの構築

#### <内容>

##### 1. 農村地域と人材のマッチング

人材育成のための仲介機関を支援することにより、同機関において、農村地域の抱える課題について現状分析を行い、必要な人材ニーズを集約します。

また、併せて同機関により、農村地域での活躍を希望する人材を都市部を中心として募集し、人材の適性や技能を分析した上で、農村地域で活動するに当たって必要な知識等に関する基礎的な研修及び農村地域と人材のマッチングを行います。

##### 2. 農村地域への人材派遣

仲介機関のなかだちにより、農村地域が都市部等の人材を研修生として受け入れ、地域資源を活用した事業等に従事させる実地研修に対する手当（1/2以内；国費上限7万円）、旅費（1/2以内；国費上限7.5万円）等への支援を通じて、人材の育成と地域資源活用事業の創出・発展を一体的に図ります。

#### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 民間団体（公募）
2. 補助率 定額、1/2以内
3. 事業実施期間 平成20年度～平成25年度  
（拡充部分（研修生にかかる旅費）については経済危機対策関連のみ）

[担当課：農村振興局都市農村交流課（03-3502-5948（直））]

## 農地有効利用支援整備事業

【20,000百万円】

### 対策のポイント

営農体系の変更・定着に向けて必要となる農地の排水条件の改良や用排水施設の変更又は施設管理の省力化のための対策など簡易な基盤整備等について支援します。

さらに、平成21年度の経済対策によるものに限り、耕作放棄地の発生を未然に防ぐという観点から、農業水利施設等の更新整備や補修を行うこともできます。

世界の食料需給の中長期的なひっ迫見込みや主食用米の消費の減少傾向を背景に、食料供給力の強化に向けた取組が重要となっています。これらの取組を進めるにあたっては、地域全体における営農体系の変更を伴うことが多くなります。その際、部分的な施設の構造や排水不良などの生産基盤の面での課題により地域全体での取組が阻害される場合があります。したがって、これらの課題を解決するとともに、耕作放棄地の発生を未然に防ぎ農地の有効利用に資するきめ細やかな整備が必要となります。

### 政策目標

農地の有効利用による食料供給力の強化

農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

### <内容>

以下の内容について支援を行います。なお、平成21年度の経済対策によるものに限り、農業水利施設の老朽化等により営農の継続性が確保できない状況にある場合、同様の整備を実施できるものとしします。

- 1 地域が目指す営農体系への変更及びその定着に必要な農地や農業水利施設等の簡易な整備
- 2 施設管理の省力化を図るための整備
- 3 上記1、2の取組を推進するための現地指導等

### <事業実施主体等>

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 1 事業実施主体 | 1、2は市町村、土地改良区等<br>3は都道府県土地改良事業団体連合会 |
| 2 補助率    | 1、2は1/2等、3は定額                       |
| 3 事業実施期間 | 平成21年度～平成23年度                       |

[担当課：農村振興局水資源課（03-6744-1363（直））]

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【6,000百万円】

### 対策のポイント

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援します。特に雇用創出に効果の高い取組及び、耕作放棄地の解消を図る取組を優先的に支援します。

農山漁村は、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、近年、国民の価値観が多様化する中で定住や二地域間居住への関心も高まってきている状況にあります。

一方で、農山漁村地域は、定住のための生活環境施設の整備面での立ち遅れ等に加え、農林漁業従事者の高齢化や担い手の不足による耕作放棄地の増加が深刻な影響を及ぼしているとともに、今般の景気後退による雇用情勢の悪化の影響が、都市部とともに農山漁村地域においても強く表れてきています。

### 政策目標

- ・農山漁村地域における雇用の拡大による地域の活性化
- ・耕作放棄地の解消による農山漁村地域の生産・生活基盤の強化

### <内容>

雇用創出と耕作放棄地の解消に効果の高い以下のメニューについて、重点的に取り組む地域を優先的に支援します。

- ① きめ細かな生産基盤及び施設の整備  
新規就業者技術習得管理施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、生産機械施設、基盤整備等
- ② 雇用の創出を促進する定住環境等の整備  
情報通信基盤施設、農山漁村定住促進施設等
- ③ 地域間交流の拠点となる施設の整備  
地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学习施設等
- ④ その他農林水産省令で定める事業  
地域資源活用起業支援施設、地域資源循環活用施設、農地等補完保全整備等
- ⑤ ①から④の事業と一体となって雇用創出の効果を増大させるために必要な事業又は事務  
(農山漁村活性化施設整備附帯事業)

### <交付先等>

1. 交付先 都道府県、市町村
2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農林漁業者等の組織する団体等
3. 交付率 定額(定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、2/3(沖縄県1/2、2/3、8/10)(奄美6/10、5.2/10))

[担当課：農村振興局農村整備官(03-3501-0814(直))]

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

～再生可能エネルギー供給施設整備の創設～

【855百万円】

### 対策のポイント

農山漁村地域の実態を把握し、太陽光、農業用水やバイオガス等の自然エネルギーを有効活用する施設整備を推進します。

(我が国の温室効果ガス排出状況と農林水産省地球温暖化対策総合戦略の着実な実施)

平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年(平成2年)を約6.2%上回っており、6%の削減約束の達成は非常に厳しい状況です。

農林水産省では平成19年に、農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定し、今後これらの施策の着実な推進を図ることとしています。

### 政策目標

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減

#### <内容>

農業農村活性化のために整備された施設等に再生可能なエネルギーを供給する施設の新設及び更新を支援する。ただし、整備する施設が温室効果ガスの削減方策を示した地域計画に位置づけられるとともに、施設を整備することに伴う温室効果ガスの削減目標が設定されていること。

#### <事業実施主体等>

1. 実施主体：都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、公益法人、PFI事業者、NPO、その他計画主体が指定した者
2. 補助率：定額(1/2)  
ただし、以下の要件に該当する地域は以下の補助率  
振興山村地域・過疎地域・半島地域・特定農山村地域・特別豪雪地帯 定額(5.5/10)  
離島地域・奄美・沖縄 定額(2/3)

[担当課：農村振興局整備部農村整備官(03-3501-3748(直))] ]

## 農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業（新規）

～再生可能エネルギーの導入を推進～

【380百万円】

### 対策のポイント

農山漁村地域の実態を把握し、太陽光、農業用水やバイオガス等の自然エネルギーを有効活用する施設整備を推進します。

（我が国の温室効果ガス排出状況と農林水産省地球温暖化対策総合戦略の着実な実施）

平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年（平成2年）を約6.2%上回っており、6%の削減約束の達成は非常に厳しい状況です。

農林水産省では平成19年に、農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定し、今後これらの施策の着実な推進を図ることとしています。

### 政策目標

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減

#### <内容>

##### 1. 個別地区支援事業

再生可能エネルギーを農業農村活性化に資する施設等に供給する施設整備に係る次の調査や設計、協議や手続をモデル的に支援する。

- (1) 概略設計 導入可能性等の調査設計
- (2) 基本設計 詳細な工事費積算等のための調査設計
- (3) 協議・手続 河川法や電気事業法等の協議・手続

##### 2. 全国支援事業

個別地区支援事業において行ったモデル成果をとりまとめるとともに、個別地区支援事業に係る支援を行う。

#### <事業実施主体等>

##### 1. 個別地区支援事業

- (1) 実施主体：再生可能エネルギーを供給する施設を整備する事業主体（都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農業者等の組織する団体等）

- (2) 補助率：(1) 及び (3) 定額、(2) 1/2

##### 2. 全国支援事業

- (1) 実施主体：民間団体
- (2) 補助率：定額

[担当課：農村振興局整備部農村整備官（03-3501-3748（直））]